

温泉法

(昭和二十三年七月十日法律第二百二十五号)
最終改正：平成二十三年八月三十日法律第百五号

温泉法施行令

(昭和五十九年三月九日政令第二十五号)
最終改正：平成二十三年十一月二十八日政令第
三百六十四号

温泉法施行規則

(昭和二十三年八月九日厚生省令第三十五号)
最終改正：令和二年三月三十日環境省令第九号

第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
(定義) 第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。 2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。		
第二章 温泉の保護等 (土地の掘削の許可) 第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。		(土地の掘削の許可の申請) 第一条 温泉法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 掘削に係る温泉の利用の目的 三 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況 四 湧出路の口径、深さその他掘削の工事の施行方法 五 主要な設備の構造及び能力 六 工事の着手及び完了の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図 二 設備の配置図及び主要な設備の構造図 三 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が次条各号に掲げる基準に適合することを証する書面 四 次条第十号に規定する掘削時災害防止規程 五 前各号に掲げるもののほか、申請が法第四条第一項第一号から第三号までに該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類 六 申請者が法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類 七 申請者が法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面
(許可の基準) 第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であるとき。 五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。		(掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準) 第一条の二 法第四条第一項第二号の環境省令で定める技術上の基準（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げるものとする。 一 掘削口から敷地境界線までの水平距離が三メートル以上（地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合には、八メートル以上）であること。 二 掘削口から水平距離三メートル（前号に規定する場合には八メートル）の範囲内において、次に掲げる措置を講じていること。 イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 ロ 火気を使用する作業（当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。以下同じ。）を実施しないこと。 ハ 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 三 掘削口から水平距離三メートル（第一号に規定する場合には八メートル）の範囲内においては、さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。 四 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。 五 第一号に規定する場合には、噴出防止装置が設置されていること。 六 第一号に規定する場合には、次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。 イ 可燃性ガスの検知器は、掘削口（泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。次号において「掘削口等」

		という。)の直上に設置されていること。 - ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の二十五パーセント以上となった場合に警報を発すること。 七 毎日(掘削の工事を行わない日を除く。)一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。 - イ 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。 - ロ 第一号に規定する場合には、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。 八 第一号に規定する場合には、湧出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。 九 次に掲げる事項を記録し、その記録を掘削の工事の完了又は廃止までの間、保存すること。 - イ 第六号に規定する警報設備による警報の作動の状況 - ロ 前二号に規定する点検の作業の結果 十 次に掲げる事項を定めた掘削に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程(以下「掘削時災害防止規程」という。)を作成し、これを掘削の工事の場所に備えていること。 - イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項 - ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項 - ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項 - ニ その他災害の防止に関し必要な事項 十一 災害その他の非常の場合には、掘削時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。
(許可の有効期間等) 第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。 2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。		(有効期間の更新の申請) 第二条 法第五条第二項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による更新(第五号において単に「更新」という。)の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) - 二 法第三条第一項の許可又は法第十一条第一項の増掘若しくは動力の装置の許可(以下「掘削許可等」という。)の別 - 三 掘削許可等を受けた日 - 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 - 五 更新を必要とする理由
(土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割) 第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。 2 第四条第一項(第四号から第六号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。		(掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請) 第三条 法第六条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置(以下「掘削等」という。)の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 - 二 掘削許可等の別 - 三 掘削許可等を受けた日 - 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 - 五 合併又は分割の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し - 二 申請者が法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面
(土地の掘削の許可を受けた者の相続) 第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。 3 第四条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限		(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請) 第四条 法第七条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄 - 二 被相続人の氏名及び住所 - 三 掘削許可等の別 - 四 掘削許可等を受けた日 - 五 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 - 六 相続開始の日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 戸籍謄本

る。)及び第三項の規定は、第一項の承認について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。		二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 三 申請者が法第四条第一項第四号又は第五号に該当しない者であることを誓約する書面
(掘削のための施設等の変更) 第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 第四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。		(掘削のための施設等の災害の防止上重要な変更) 第四条の二 法第七条の二第一項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、掘削の工事の施行方法の変更であつて主要な方式の変更に係るものとする。 (掘削のための施設等の変更の許可の申請) 第四条の三 法第七条の二第一項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 二 掘削許可等(法第十一条第一項の動力の装置の許可を除く。以下この項において同じ。)の別 三 掘削許可等を受けた日 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 五 変更の内容 六 変更の理由 七 変更後の工事の着手及び完了の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図 二 変更後の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面 三 掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程 四 前三号に掲げるもののほか、申請が法第四条第一項第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
(工事の完了又は廃止の届出等) 第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。 3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		(工事の完了又は廃止の届出) 第五条 法第八条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 二 掘削許可等の別 三 掘削許可等を受けた日 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 五 工事の完了又は廃止の日 六 掘削の工事により温泉が湧出した場合は、その旨 2 前項の届出書には、第一条の二第九号に規定する記録を添付しなければならない。
(許可の取消し等) 第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第四号又は第六号のいずれかに該当するに至つたとき。 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項(第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
(緊急措置命令等) 第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。		
(原状回復命令) 第十条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しな		

ずることができる。同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。		
(増掘又は動力の装置の許可等) 第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。 3 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。		(増掘又は動力の装置の許可の申請) 第六条 法第十一条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） - 二 増掘又は動力の装置の目的 - 三 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況 - 四 温泉の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ - 五 増掘後の湧出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細 - 六 増掘にあつては、主要な設備の構造及び能力 - 七 工事の着手及び完了の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図 - 二 増掘にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図 - 三 増掘にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面 - 四 第一条の二第十号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程 - 五 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十一条第二項において準用する法第四条第一項第一号から第三号まで又は法第十一条第三項において準用する法第四条第一項第一号若しくは第三号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類 - 六 申請者が法第十一条第二項又は第三項において準用する法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面
(温泉の採取の制限に関する命令) 第十二条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。		
(環境大臣への協議等) 第十三条 都道府県知事は、第三条第一項又は第十一条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。 2 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。		
(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令) 第十四条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。		
第三章 温泉の採取に伴う災害の防止 (温泉の採取の許可) 第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。		(温泉の採取の許可の申請) 第六条の二 法第十四条の二第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） - 二 温泉の採取を行おうとする場所 - 三 温泉の採取の開始の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 設備の配置図及び主要な設備の構造図 - 二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が次条第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面 - 三 設備の設置の状況を現した写真 - 四 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果 - イ 次条第一項第一号に規定する測定の結果 - ロ 次条第一項第二号ハに規定するガス排出口が同項第三号イ又はロに掲げる場所にある場合にあっては、同号に規定する測定の結果 - ハ 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果（次条第一項第二号に規定する可燃性天

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。 一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。 三 申請者が第十四条の九第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。 四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。 3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。		然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。) 五 次条第一項第十号に規定する採取時災害防止規程 六 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十四条の二第二項第一号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類 七 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面 (温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準) 第六条の三 法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。 一 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスを分離する設備であつて、当該設備を通過した後の温泉水（採取された後の温泉をいう。以下同じ。）から、環境大臣が定める方法により、気体を分離し、当該気体中のメタンの濃度を測定した結果、環境大臣が定める値未満となるもの（以下「ガス分離設備」という。）が設けられていること。ただし、温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合又は温泉であつて水蒸気その他のガスであるものに採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合は、この限りでない。 二 次に掲げる設備（以下「可燃性天然ガス発生設備」という。）が屋内（可燃性天然ガスが滞留しない構造のものを除く。以下同じ。）にないこと。ただし、イに掲げる設備については、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。 イ 温泉井戸（自然に湧出している温泉の湧出口を含む。以下同じ。） ロ ガス分離設備 ハ 温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口（以下「ガス排出口」という。） 三 ガス排出口（排出される気体中のメタンの濃度を環境大臣が定める方法により測定した結果、環境大臣が定める値未満となるものを除く。）が、次に掲げる場所にないこと。 イ 温泉井戸又はガス分離設備のある床面又は地面（関係者以外の者が容易に立ち入ることができないものを除く。）からの高さが三メートル以下である場所 ロ 水平距離が三メートルであり、かつ、垂直距離が上方八メートル又は下方〇・五メートルである範囲内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の入入口又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所がある場所 四 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、次に掲げる措置を講じていること。 イ 凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止するための措置 ロ 水の滞留のおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置 五 可燃性天然ガス発生設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること。 六 可燃性天然ガス発生設備からの水平距離が一メートル（温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあつては、二メートル）であり、かつ、垂直距離が五メートルである範囲内（水平距離にあつては、可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離がこれらの距離以上である範囲を除く。）において、次に掲げる措置を講じていること。 イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。 ハ 関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 七 前号に規定する範囲内においては、さくの設置その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。 八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。 九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。 十 次に掲げる事項を定めた採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「採取時災害防止規程」という。）を作成し、これを温泉の採取の場所に備えていること。 イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止
--	--	---

		のための措置を適正に実施するための体制に関する事項 ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項 ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項 ニ その他災害の防止に関し必要な事項 十一 災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。 2 温泉井戸（動力が装置されているものを除く。）が屋外にあり、かつ、温泉水を屋内又は貯水槽に引き込まない場合には、前項の規定は、適用しない。 3 温泉井戸が屋内にある場合における法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 第一項各号に掲げる基準（同項第一号から第七号までに掲げる基準については、当該基準に適合することについて都道府県の職員による実地の確認を受けていること。次号から第十号までに掲げる基準についても、同様とする。）。 二 温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものは、可燃性天然ガスが漏出しない構造であること。 三 温泉井戸が設置された部屋に、次の要件を備えた可燃性天然ガスを含む空気を屋外の空気と交換するための設備（以下「ガス換気設備」という。）が設けられていること。ただし、自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、この限りでない。 イ 部屋の内部の空気を一時間につき十回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 ロ 吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 四 ガス換気設備は、常時運転していること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。 五 次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。 イ 可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の十パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 ハ 空気中のメタンの濃度が表示されること。 六 温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉の湧出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 七 温泉井戸が設置された部屋において、次に掲げる措置を講じていること。 イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。 ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。 ニ 部屋の内部及び入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 八 立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、前号に規定する部屋の内部への関係者以外の者の立入りを制限すること。 九 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。 十 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。 十一 毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。 イ 温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。 ロ 温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。 十二 次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。 イ 第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況 ロ 前号に規定する点検の作業の結果
--	--	---

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割) 第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。 2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。		(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請) 第六条の四 法第十四条の三第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 - 二 法第十四条の二第一項の許可を受けた日 - 三 温泉の採取の場所 - 四 合併又は分割の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し - 二 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
(温泉の採取の許可を受けた者の相続) 第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。 3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。		(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請) 第六条の五 法第十四条の四第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄 - 二 被相続人の氏名及び住所 - 三 法第十四条の二第一項の許可を受けた日 - 四 温泉の採取の場所 - 五 相続開始の日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 戸籍謄本 - 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 - 三 申請者が法第十四条の二第二項第二号又は第三号に該当しない者であることを誓約する書面
(可燃性天然ガスの濃度についての確認) 第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けることができる。 2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。 3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。 - 一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。 - 二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。		(災害の防止のための措置を必要としない基準) 第六条の六 法第十四条の五第一項の環境省令で定める基準は、測定方法ごとに、温泉の採取に伴い発生するガス(次項において「温泉付随ガス」という。)中の環境大臣が定めるメタンの濃度の値とする。 2 都道府県知事は、次のいずれにも該当する温泉の採取の場所におけるメタンの濃度は、前項の基準に適合するものとみなすことができる。 - 一 温泉付随ガスの気泡が目視できないこと。 - 二 近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、前項の基準に適合するものであること。 (可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請) 第六条の七 法第十四条の五第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) - 二 温泉の採取を行おうとする場所 - 三 温泉の採取の開始の予定日 - 四 メタンの濃度の測定に関する次に掲げる事項 - イ 測定を行つた場所、日及び方法 - ロ 測定の結果 - ハ 測定を行つた者 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 温泉の採取の場所の状況を現した写真 - 二 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真 - 三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
(確認を受けた者の地位の承継) 第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その		

者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。 2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。		(確認を受けた者の地位の承継の届出) 第六条の八 法第十四条の六第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 - 一 法第十四条の五第一項の確認を受けた者及びその地位の承継をした者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) - 二 法第十四条の五第一項の確認を受けた日 - 三 温泉の採取の場所 - 四 地位を承継した日 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し - 二 相続の場合にあつては、次に掲げる書類 - イ 戸籍謄本 - ロ 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書 - 三 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
(温泉の採取のための施設等の変更) 第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。		(温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更) 第六条の九 法第十四条の七第一項の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。 - 一 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更(屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。) - 二 ガス換気設備の位置又は構造の変更 - 三 可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更 (温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請) 第六条の十 法第十四条の七第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) - 二 法第十四条の二第一項の許可を受けた日 - 三 温泉の採取の場所 - 四 変更の内容 - 五 変更の理由 - 六 変更後の工事の着手及び完了の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図 - 二 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が第六条の三第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面 - 三 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真 - 四 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程 - 五 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十四条の二第二項第一号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
(温泉の採取の事業の廃止の届出等) 第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。 3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		(温泉の採取の事業の廃止の届出) 第六条の十一 法第十四条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) - 二 法第十四条の二第一項の許可又は法第十四条の五第一項の確認を受けた日 - 三 温泉の採取の場所 - 四 温泉の採取の事業の廃止の日 - 五 法第十四条の二第二項の許可を受けた者にあつては、温泉の湧出路の埋戻しの状況 2 前項の届出書には、法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面 - 二 温泉の湧出路の埋戻しの状況を現した写真
(許可の取消し等) 第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。 - 一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。 - 二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第		

二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。 三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項（第十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
（緊急措置命令等） 第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。		
		（環境大臣が定める方法による測定） 第六条の十二 第六条の第三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項に規定する測定は、法第十八条第二項に規定する登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならないこととする。
第四章 温泉の利用 （温泉の利用の許可） 第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 二 第三十一条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの 3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。 4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。		（温泉の利用の許可の申請） 第七条 法第十五条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 浴用又は飲用の別 三 温泉の湧出地 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称 五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類 二 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類 三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割） 第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。 2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。		（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請） 第八条 法第十六条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 二 法第十五条第一項の許可を受けた日 三 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 四 合併又は分割の予定日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し 二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
（温泉の利用の許可を受けた者の相続） 第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものみなす。 3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用す		（温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請） 第九条 法第十七条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄 二 被相続人の氏名及び住所 三 法第十五条第一項の許可を受けた日 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 五 相続開始の日 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 戸籍謄本 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

る。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。		三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
(温泉の成分等の揭示) 第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。 - 一 温泉の成分 - 二 禁忌症 - 三 入浴又は飲用上の注意 - 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの 2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による揭示の内容を変更しなければならない。 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。	(温泉成分分析を受けるべき期間) 第一条 温泉法（以下「法」という。）第十八条第三項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から十年以内とする。	(温泉の成分等の揭示) 第十条 法第十八条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 - 一 源泉名 - 二 温泉の泉質 - 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 - 四 温泉の成分 - 五 温泉の成分の分析年月日 - 六 登録分析機関の名称及び登録番号 - 七 浴用又は飲用の禁忌症 - 八 浴用又は飲用の方法及び注意 - 九 次項各号に掲げる事項 2 法第十八条第一項第四号の環境省令で定める情報は、次の各号に掲げる事項とする。 - 一 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 - 二 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 - 三 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 - 四 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 (温泉の成分等の揭示の届出) 第十一条 法第十八条第四項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 - 一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） - 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 - 三 前条第一項各号に掲げる事項
(温泉成分分析を行う者の登録) 第十九条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 - 二 分析施設の名称及び所在地 - 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能 - 四 その他環境省令で定める事項 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。 - 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること - 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。 - 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 - 二 第二十五条（第三号に係る部分を除く。）の規定		(登録の申請) 第十二条 法第十九条第二項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 - 一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書 - 二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し - 三 分析施設（法第十九条第一項に規定する分析施設をいう。以下同じ。）の見取図 - 四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類 - 五 申請者が法第十九条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面 2 法第十九条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 - 一 温泉成分分析の業務の責任者（次号及び第三号において「分析責任者」という。）の氏名 - 二 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格 - 三 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要 - 四 その他参考となるべき事項 (登録分析機関登録簿の様式) 第十三条 法第十九条第三項の登録分析機関登録簿の様式は、様式第一のとおりとする。 (登録の基準) 第十四条 法第十九条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。）を保有していることとする。 - 一 ガラス製棒状温度計（日本産業規格B七四一四に適合するものであつて、目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が○・一度以下のもにに限る。） - 二 化学天秤（ひょう量が十グラム以上であつて、感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が○・一ミリグラム以下のもの

により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの 5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。		に限る。) 三 原子吸光光度計 四 分光光度計 五 水素イオン濃度計（日本産業規格Z八八〇二に適合するガラス電極法による形式のものに限る。) 六 イオンクロマトグラフ 七 IM泉効計又は液体シンチレーションカウンタ 八 水銀用原子吸光分析装置 2 前項第七号に掲げる装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「IM泉効計等」という。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。 一 申請者が、IM泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にIM泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。 二 申請者が、IM泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がIM泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。
(変更の届出) 第二十条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。		(登録事項の変更の届出等) 第十五条 法第二十条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 登録の年月日 三 登録番号 四 変更の内容 五 変更の年月日 六 変更の理由 2 法第二十条の環境省令で定める軽微な事項は、第十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項とする。
(廃止の届出) 第二十一条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。		(温泉成分分析の業務の廃止の届出) 第十六条 法第二十一条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 二 登録の年月日 三 登録番号 四 廃止の年月日 五 廃止の理由
(登録の抹消) 第二十二条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十五条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。		
(登録分析機関登録簿の閲覧) 第二十三条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。		
(登録分析機関の標識) 第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。		(登録分析機関の標識の掲示等) 第十七条 法第二十四条の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項を標識に記載して行うものとする。 一 登録の年月日 二 登録番号 三 登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名 四 登録分析機関の氏名及び住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 五 分析施設の名称及び所在地 2 法第二十四条の環境省令で定める様式は、様式第二のとおりとする。
(登録の取消し) 第二十五条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。 二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。 三 第十九条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。 四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。		

(環境省令への委任) 第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、登録の手続、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。		
(温泉成分分析の求めに応ずる義務) 第二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。		
		(不正行為の禁止) 第十八条 登録分析機関は、温泉成分分析の実施に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。
(報告徴収及び立入検査) 第二十八条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		(法第二十八条第二項の証明書の様式) 第十九条 法第二十八条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。
(地域の指定) 第二十九条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。		(公示) 第二十条 環境大臣は、法第二十九条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。
(改善の指示) 第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。		(温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示) 第二十一条 法第三十条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。
(許可の取消し等) 第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。 一 公衆衛生上必要があると認めるとき。 二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。 三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。		
第五章 諮問及び聴聞 (審議会その他の合議制の機関への諮問) 第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。		
(聴聞の特例) 第三十三条 都道府県知事は、第九条第二項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 2 第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の九又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。		

第六章 雑則 (報告徴収) 第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。		
(立入検査) 第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。		(法第三十五条第二項において準用する法第二十八条第二項の証明書の様式) 第二十二條 法第三十五条第二項において準用する法第二十八条第二項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。
(鉱山保安法との関係) 第三十五条の二 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山（可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。）における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に従った鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条、」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「、第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「前項」と、「、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条」とあるのは「前条」とする。 2 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。		
(政令で定める市の長による事務の処理) 第三十六条 第四章、第三十三条第一項（第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十四条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第三十五条第一項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。	(政令で定める市の長による事務の処理) 第二条 法第四章、第三十三条第一項（法第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。）、第三十四条（温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。）又は第三十五条第一項（温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の長及び特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、保健所を設置する市の長及び特別区の長に関する規定として保健所を設置する市の長及び特別区の長に適用があるものとする。 一 法第十五条第一項の規定による許可に関する事務 二 法第十五条第四項において準用する法第四条第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更に関する事務 三 法第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による承認に関する事務 四 法第十八条第四項の規定による届出の受理に関する事務 五 法第十八条第五項及び第三十一条第二項の規定による命令に関する事務 六 法第三十一条第一項の規定による許可の取消しに関する事務 七 法第三十三条第一項の規定により行う聴	

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。	聞(法第三十一条第二項の規定による命令に係るものに限る。)に関する事務 八 法第三十四条の規定による報告の徴収(温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。)に関する事務 九 法第三十五条第一項の規定による立入検査(温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所へのものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。)に関する事務	(保健所を設置する市等の長の通知すべき事項) 第二十三条 法第三十六条第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 法第十五条第一項の規定による許可の内容 二 法第十五条第四項において準用する法第四条第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更の内容 三 法第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による承認の内容 四 法第三十一条の規定による許可の取消し及び命令の内容 五 前各号に掲げるもののほか都道府県知事が必要と認める事項
(経過措置) 第三十七条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。		
第七章 罰則 第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者 二 第九条の二(第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者 三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者 四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取を業として行つた者 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。		
第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第七条の二第一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者 二 第八条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第二項若しくは第十条(これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者 三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者 四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者 五 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者 六 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けないで温泉成分分析を行つた者 七 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者		
第四十条 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。		
第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者 三 第十八条第二項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。) 四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者 五 第二十七条の規定に違反した者 六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による		

報告をせず、又は虚偽の報告をした者 七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者		
第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。		
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第二十四条の規定に違反した者		
別表 一 温度(温泉源から採取されるとき温度とする。) 摂氏二十五度以上 二 物質(左に掲げるもののうち、いづれか一) 物質名 含有量(一キログラム中) 溶存物質(ガス性のものを除く。) 総量一、〇〇〇ミリグラム以上 遊離炭酸(CO₂) 二五〇ミリグラム以上 リチウムイオン(Li) 一ミリグラム以上 ストロンチウムイオン(Sr) 一〇ミリグラム以上 バリウムイオン(Ba) 五ミリグラム以上 フェロ又はフェリイオン(Fe⁺⁺, Fe⁺⁺⁺) 一〇ミリグラム以上 第一マンガンイオン(Mn⁺⁺) 一〇ミリグラム以上 水素イオン(H⁺) 一ミリグラム以上 臭素イオン(Br⁻) 五ミリグラム以上 碘素イオン(I⁻) 一ミリグラム以上 ふッ素イオン(F⁻) 二ミリグラム以上 ヒドロヒ酸イオン(HAsO₄⁻) 一・三ミリグラム以上 メタ亜ヒ酸(HAsO₂) 一ミリグラム以上 総硫黄(S) [HS⁻ + S₂O₃²⁻ + H₂Sに対応するもの] 一ミリグラム以上 メタほう酸(HBO₂) 五ミリグラム以上 メタけい酸(H₂SiO₃) 五〇ミリグラム以上 重炭酸そうだ(NaHCO₃) 三四〇ミリグラム以上 ラドン(Rn) 二〇(百億分の一キュリー単位)以上 ラザウム塩(Raとして) 一億分の一ミリグラム以上		

附 則 （平成一九年四月二五日法律第三一号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。 （温泉成分分析に関する経過措置） 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第五条の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であって、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。 2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であって、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。 （政令への委任） 第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 （検討） 第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。		附 則 （平成一九年七月二〇日環境省令第一七号） （施行期日） 第一条 この省令は、温泉法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十月二十日）から施行する。 （登録分析機関の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有する分析及び検査） 第二条 改正法附則第二条第一項の環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査は、温泉法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年環境省令第六号）による改正前の温泉法施行規則第五条第二項に規定する環境大臣の定める者の行った温泉の成分の分析検査とする。 （身分証明書に関する経過措置） 第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則 （平成一九年一一月三〇日法律第一二一号） （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第七条の規定 公布の日 二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 （温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置） 第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。 第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十一条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者（この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。）については、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第七条の二（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 2 許可掘削者等に対する新法第九条（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。 第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項（新法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （温泉の採取に関する経過措置） 第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行っている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期		附 則 （平成二〇年五月二八日環境省令第五号） （施行期日） 第一条 この省令は、温泉法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。ただし、第六条の次に十一号を加える改正規定中第六条の六から第六条の八まで及び第六条の十二に係る部分の規定は、法附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。 （経過措置） 第二条 改正法の施行の際現に温泉井戸が存在する施設と同一の敷地内において、湧出量の減少等により代替の用に供するために土地を掘削する場合に適用される第一条の二各号の基準については、第一号中「水平距離」とあるのは「水平距離（掘削口と敷地境界線の間に可燃性天然ガスを遮断できる壁がある場合には、迂回水平距離）」と、第二号中「範囲内」とあるのは「範囲内（可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離が三メートル（前号に規定する場合には八メートル）以上である範囲を除く。）」と、第三号中「範囲内」とあるのは「範囲内（可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離が三メートル（第一号に規定する場合には八メートル）以上である範囲を除く。）」と読み替えるものとする。 2 改正法の施行の際現に存在する温泉の湧出路を増掘する場合に適用される第一条の二各号の基準については、第一号中「水平距離」とあるのは「水平距離（掘削口と敷地境界線の間に可燃性天然ガスを遮断できる壁がある場合には、迂回水平距離）」と、第二号中「範囲内」とあるのは「範囲内（可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離が三メートル（前号に規定する場合には八メートル）以上である範囲を除く。）」と、第三号中「範囲内」とあるのは「範囲内（可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離が三メートル（第一号に規定する場合には八メートル）以上である範囲を除く。）」と読み替えるものとする。 第三条 改正法の施行の際現に温泉井戸から温泉を採取している場合には、第六条の二第二項（第一号（主要な設備の構造図に係る部分に限る。））及び第二号から第四号までに係る部分に限る。）並びに第六条の三第一項（第一号及び第三号から第七号まで（第六号ロ及びハを除く。）に係る部分に限る。）及び第三項（第一号（第六条の三第一項第一号及び第三号から第七号まで（第六号ロ及びハを除く。）に係る部分に限る。）、第二号から第六号まで及び第九号に係る部分に限る。）並びに附則第四条第二項（第一号、第二号（イ及びハに係る部分に限る。）、第三号から第七号まで及び第十号に係る部分に限る。）及び附則第五条第一項後段及び第二項後段の規定は、改正法の施行の日から起算

間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。 （政令への委任） 第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 （検討） 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。		して一年六月間は、適用しない。 第四条 改正法の施行の際現に屋内に温泉井戸又はガス分離設備を設置し、温泉を採取している場合には、第六条の三第一項第二号（イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、同条第三項各号列記以外の部分、同項第三号、第七号及び第十一号中「温泉井戸」とあるのは「温泉井戸又はガス分離設備」と読み替えるものとする。 2 前項に規定する場合であって、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が堅固なふたで密閉されているものに限る。以下この項において「地下ビット」という。）に温泉井戸のみが設置されている場合には、当該地下ビットについては、第六条の三第三項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を適用するものとする。 一 温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉の湧出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 二 地下ビットにおいて、次に掲げる措置を講じていること。 イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。 ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。 ニ 地下ビットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 三 地下ビットの内部の空気の排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。 四 地下ビットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。 五 地下ビットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。 六 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。 七 前号に規定するガス排出口が設けられている場合は、温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。 八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、温泉井戸、地下ビットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。 九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。 十 第六条の三第一項第五号に掲げる措置を講じていること。 3 改正法の施行の際現に温泉を採取している場合であって、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が密閉されていないものに限る。）については、第六条の三第一項第七号の規定は、適用しない。 第五条 改正法の施行の際現に火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備（以下この項において「火気使用設備等」という。）を可燃性天然ガス発生設備が設置された屋内に設置し、温泉を採取している場合には、当該火気使用設備等を廃止するまでの間は、第六条の三第三項第七号（イに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該火気使用設備等は、第六条の三第三項第五号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。 二 第六条の三第三項第五号イの可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。 2 改正法の施行の際現に屋内に設置されている防爆性能を有しない電気設備を有する温泉を採取するための施設については、第六条の三第三項第七号（ハに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合においては、次のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。 一 温泉井戸は、第六条の三第三項第五号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。 二 ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備（防爆性能を有する電気設備を除く。）への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。
---	--	--